

【令和 7 年第 1 回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和 7 年 3 月 1 9 日 健康福祉委員長 鈴木 朋子

○「議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（健康福祉局及び消防局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 刑の執行猶予となった場合の年金支給について

拘禁刑に処せられ、その刑の執行を受けている期間が年金の支給停止条件となるため、執行猶予は年金の支給停止要件に該当しない。

《意見》

* 戦後の刑法改正をめぐる議論では、政治犯や国事犯の思想を強制労働で改造するようなことがあってはならないとの配慮から、懲役刑と禁錮刑の区別が残されてきた。法改正により懲罰の威嚇の下に改善更生を強いることになれば、国際的に求められる受刑者への処遇水準からかけ離れてしまうと懸念している。しかし、本条例改正は懲役刑、禁錮刑という既に廃止された文言を拘禁刑という新しい文言に変更するものであるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 11 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正後の基準に適合しない施設数について

改正後の客室の基準に適合しない施設は 4 施設である。

* 条例改正後の基準に適合しない施設の公表の有無について

該当施設の公表は行わない予定である。

* 施設利用者が条例基準の適合状況を判別する方法について

利用者は、サウナ室を使用する際に温度計の有無を確認して判別することとなる。

* 条例の適用対象となる施設への経過措置について

施設がリフォーム等を行うまでは、改正内容の規定を適用しない経過措置を設けている。

《意見》

* 条例の改正目的は利用者の安全確保のためであることから、改正後も市から対象施設へ支援をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 12 号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正後の基準に適合しない施設数について

改正後の基準に適合しない施設が存在することは認識しているが、全ての施設を把握できていない。

*** 公衆浴場利用者の男女の区別方法について**

男女の区別方法は、国の見解に基づき外見で区別する運用を行っている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 13 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 指定児童発達支援事業所に配置すべき従業員を「栄養士」から「栄養士又は管理栄養士」に改正する理由について**

管理栄養士となるためには栄養士資格が必要であったものが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることが不要となったため併記することになった。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 14 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 15 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 16 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 17 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 18 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 19 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 20 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 21 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 22 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 23 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 24 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 25 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第２６号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊条例改正後における地域包括支援センターの非常勤職員の配置について

保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３職種の職員を確保できない場合には、地域包括支援センター運営協議会が認める条件の下で、非常勤職員又は施設業務を兼務する職員の配置を認めることとなる。

＊欠員となる職種の職員確保について

１か所の地域包括支援センターで３職種の確保が困難な場合には、隣接するエリアの地域包括支援センターと合わせて３職種を確保することを認めているが、１か所につき２職種は配置する必要がある。

《意見》

＊過重労働による職員の離職や処遇面等に課題があり、人材不足が問題化している。このような状況下において、今回の改定内容はサービス低下や相談支援等に支障を来すことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第２７号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第３７号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第３８号 川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊活動実績のない消防団員に対する年額報酬の支給の有無について

消防団に在籍していることが支給条件となるため、支給対象になる。

＊退職報償金の支給制限について

在職中に拘禁刑以上の刑に処せられた者、懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者、停職処分を受けたことにより退職した者、勤務成績が特に不良であった者及び市長が退職報償金を支給することを不相当と認める者については支給されない。

《意見》

＊活動実績がない消防団在籍者に対して年額報酬や退職金が支給されないよう、課

題として今後検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第51号 川崎市恵楽園の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

＊指定管理者選定評価委員会における議論の内容について

公認会計士による財務分析についての報告、スタッフの充足数、利用者のプライバシー保護のための多床室から個室への改修等に関する確認及び老朽化した設備の更新等に関する議論がなされた。

＊指定管理者となる団体の主な評価点について

これまでの運営実績が主に評価され、定員に対し入所者が少なく収入が少ない状況においても職員の雇用を維持し、質を落とさず入所者に寄り添ったサービスを提供した点が評価された。

＊収支計画が毎年赤字である理由について

入所定員140人に対して入所者が定員を下回ることが想定されるため赤字となっている。令和4年度以降、本市から指定管理者に運営費補助金を交付している。

＊次期指定管理者の公募に関する他団体からの問合せ等について

非公募更新制を適用しており、他団体からの問合せ等はなかった。

＊現行の指定管理者に在籍する本市職員OBの有無及び人数について

現行の指定管理者では、理事長が本市職員OBであることを把握しているが、人数は把握していない。

＊現行の指定管理者に実施した施設運営に関するモニタリングについて

四半期ごとに指定管理者からモニタリングシートによる報告を受けている。利用者数の状況のほか、利用者からの要望及び苦情等に関するシート、事故等に関するシートがある。事故等の発生に関してモニタリングシートに記載がある場合は、事故報告書の提出を求めており、状況を確認している。

＊施設職員の定着率について

職員の定着率は高いと認識している。

＊本施設に関する広報について

指定管理者により広報誌の発行・配布、施設所在地である高津区町内会等の掲示板への掲示を行うとともに、本市では市ホームページ、関係団体への案内、川崎市介護支援専門員連絡会等の場で広報している。

＊施設利用者の満足度について

食事、設備及び職員の対応等に関するアンケートを実施しており、約7割の利用者は満足しているが、一部の利用者から食事への要望や設備の老朽化に対する要望がある旨の報告を指定管理者から受けている。なお、設備については、適宜、状況を確認し対応している。

《意見》

- * 施設利用者のプライバシーが守られる個室の設置等、入所希望者の増加に向けて設備等を整えてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第５２号 中央療育センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者選定評価委員会開催前の委員への説明内容について

委員に事前説明を２回実施し、１回目は令和６年１０月から１１月に掛けて、平成２８年１２月当時、指定管理予定者が中央療育センターを運営中に発生した死亡事故に関する事故検証報告書の説明、市議会健康福祉委員会で死亡事故に関して指摘された事項の説明、公募関係書類、募集要項、仕様書、採点項目、子ども発達・相談センターの委託部分等について説明した。２回目は令和７年１月に実施し、現在の指定管理期間中に指定管理者が受けた指導及び監査の状況、また、指定管理予定者が指定管理者として運営する北部地域療育センターで令和６年９月に発生した個人情報に関する漏えい事故の内容及び再発防止策等について説明した。

* 指定管理者選定評価委員会への委員の出席方法について

指定管理者選定評価委員会の委員は７人おり、当日は５人が会場に出席し、２人がオンラインにより出席した。

* 現行の指定管理者に関する年度評価及び総括評価に携わった委員と、選定評価委員が重複することの妥当性について

単年度評価や総括評価に携わった委員のうち一定数が当該施設における指定管理予定者の審議を行うことは、専門性、継続性が確保される点で必要であり、学識経験者の５人中２人が評価に携わった委員である。

* 指定管理者選定評価委員会委員の選任期間について

附属機関等の設置等に関する要綱において、委員会の審議の活性化を図るため、委員就任時から通算して１０年を超えないものと規定している。

* 指定管理者選定評価委員会における次期指定管理者の審査結果について

配点は合計１，９９５点であり、選定の基準点は６０パーセントの１，１９７点以上である。審査結果は約６３パーセントの１，２６０点であった。

* 指定管理者選定評価委員会における次期指定管理者に対する評価について

施設の管理運営に関する基本方針、医療的ケア児、重度障害児の支援に対する考え方及び取組について高評価であった。他方で、職員体制や職員指導の点、事業の安定性及び継続性の確保に関する取組については、低評価となった。

* 事業計画上の危機管理、安全管理及び虐待防止の具体的な取組について

法人及び施設における研修の強化、現場の課題等に関する行政も含めた事例検討の実施、各ユニットをフォローするための夜間職員の追加配置、日々のミーティングの定例化、近隣施設との連携に関して取り組んでいる。

* 指定管理料が増額になった理由について

人件費及び物価等の高騰や人員配置の強化を想定し増額した。

*** 収支計画で令和 1 1 年度から支出超過を見込んでいる理由について**

人件費の上昇率の傾向が継続した場合を想定した試算であり、5 年間の収支で計算している。

*** 事業者提案内容確認シートの活用状況について**

事務局で提案内容から重要な項目を抽出した提案内容確認シートを全ての委員に配付し、事前説明の際に活用している。

*** 指定管理者が交代になった場合の子ども発達・相談センター業務の引継ぎについて**

本市では引継ぎに関する予算措置等を特段講じていないが、業務に引継ぎが生じた際には、市と新旧指定管理者で協議することになる。

*** 子ども発達・相談センターとの連携に対する確認について**

障害者手帳の取得には至らないことが見込まれる観察等が必要な子どもは、子ども発達・相談センターが対応している。また、本人の状況等に応じて、医療や専門職につなぐことが望ましい場合は、地域療育センターに適切に引き継いでいる。

*** 入所部門と通所部門を一括して同一の指定管理者が運営する理由について**

入所・通所のどちらも障害児が対象であり、共通の専門的知識が必要であること、通所部門には診療機能があり、入所部門に対して必要に応じて医師の助言、処方及び嚥下調整食の支援を可能とすること、また、施設共用部分の一括管理ができること等のメリットがあるため、指定管理者を部門ごとに分けていない。

*** 入所部門と通所部門を分けて個別の指定管理者が運営することに関する検討について**

部門別の指定管理者による運営の導入については、現在、一括して運営を行っているメリット等が損なわれることのないよう、施設の特性を踏まえて慎重に検討する必要がある、指定管理の方法については、指定管理者の総括評価を行う時期に、方向性を定める予定である。

*** 同一の事業者のみが応募し、指定管理者として 4 期継続して施設を運営することの妥当性について**

同一の事業者のみでの選定による指定管理が継続される状況は好ましくないと考えており、他事業者が参入しやすい仕組み等の検討を、今後も続けていく。

*** 業務別に指定管理者を区分した事例の有無について**

北部及び中部リハビリテーションセンターは、業務別に指定管理者を分けて運営している。当該施設は、日中活動センター、在宅支援室、地域生活支援センターの 3 機能を持ち、以前は同一の指定管理者が管理をしていたが、主な対象者の障害種別が異なる等の理由により、機能別に指定管理者を指定し、運営をした場合においても、施設間における連携及び専門性の維持が確保できると判断した。

*** 平成 2 8 年 1 2 月に発生した死亡事故後の対応を根拠に指定管理者としての契約**

を打ち切り、新たな指定管理者を再選定しなかった理由について

事故後の対応が指定管理者の指定を取り消す事由には該当しないと判断し、新たな指定管理者を再選定しなかった。

*** 平成28年12月に当該施設で発生した死亡事故検証報告書の公表に時間を要した理由について**

遺族等の意見も丁寧に確認しながら取り組んだことから、死亡事故検証報告書の最終的な調整に至るまでに時間を要した。

*** 指定管理者の公募において競争性を促す取組について**

事業者選定等に関する手続について庁内ルールを定め、1事業者のみの応募は可能な限り避けるように令和6年4月から手引を改定しており、施設所管局においてPPPプラットフォーム意見交換会等で参入障壁を聴き取り、必要に応じて仕様書の見直しを行うなど、より多くの事業者が参画しやすい環境整備に努めている。

*** 施設職員に対する研修等の効果測定の方法について**

研修後に指定管理者が施設職員に理解度等のアンケートを実施するとともに、日常の打合せ等における情報共有や対応方針の内容に応じて、研修効果を確認している。

*** 現行の指定管理者による職場環境及び職員待遇について**

入所部門においてはセルフチェックを年2回実施し、職員の悩みや要望を確認して適宜対応している。

*** 施設利用に関するアンケート方法について**

年1回アンケートを実施しており、施設利用者の保護者に書面を配付し、センターに設置した回収箱に投函する形式を採用しており、匿名性を確保している。

*** 施設利用者の満足度について**

通園利用者の保護者に対するアンケート調査では、回収率が57パーセントであり、支援に満足との回答が98パーセントであった。また、短時間通園における同アンケート調査では、回収率が51パーセントであり、支援に満足との回答が91パーセントであった。

*** 指定管理業務の評価におけるVFMの導入について**

VFMによる評価を現在採用していないが、総括評価において、市民サービスの向上及び経費の節減について、民間活用による効果の状況を確認する仕組みとなっている。

*** 指定管理者に対するモニタリングの目的について**

支援の土台となるコンプライアンス面の体制確認、公金の適正執行の確認、サービス品質の向上の3点が中心的な目的となる。

*** モニタリングを行う本市の職員体制及び職歴等について**

中央療育センター等の指定管理施設の管理運営を所管する係は、事務職の係長1人と職員2人が在籍しており、全員が中央療育センター、その他の福祉施設における勤務経験及び福祉関係の資格を有していない。また、指導監査の所

管部署においては、福祉職も配置しているが、施設の管理運営の在り方に関わる職員は事務職で対応している。他方で個別支援のサービス改善や入所支援の在り方検討等の具体的な支援内容については、障害計画課や総合リハビリテーション推進センターに在籍する福祉職も含めて行っており、区役所で子どもの支援を行うワーカーの経験や市の直営による運営を行っていた時期の療育センターで経験を積んだ職員がモニタリングを実施している。

*** 指定管理者に対する来年度の本市のモニタリング体制について**

障害計画課に地域療育担当を新設し、現行の障害者施設指導課が所管する指定管理施設の管理運営業務を移管し体制を統合するとともに、総合リハビリテーション推進センターとの連携向上を図り、モニタリング体制を強化する。

*** 来年度のモニタリング体制に福祉職の職員を配置した理由について**

現在の社会情勢や法令等において、障害児支援施設に対する質の向上が求められている状況に対応するものである。

*** 来年度のモニタリング体制を時限的配置とした理由について**

今後の業務量の増減や業務内容、関係部署との親和性等を十分に検証し、柔軟に対応していく必要があるためである。

*** 健康福祉局とこども未来局の障害児福祉等に関する連携について**

児童相談所職員との勉強会、中央療育センターと児童相談所の一時保護施設双方の交流などを行い、関係職員間で相互の知見を深めている。

《意見》

*** 危機事象が発生した際のマニュアルについて、法令等に合致し機能的な対応が可能となるよう、改めて内容を確認してほしい。**

*** 指定管理者に対して本市が実施するモニタリングでは専門性を有する職員が携わる体制としてほしい。**

*** 指定管理予定者については、これまでに発生した事故や不祥事だけでなく、他都市における指導監査通知及び運営指導改善報告書等の状況を鑑みると、事業を任せられることができる十分な安全性が担保されているとは認識できない。指定管理者選定評価委員会における評価点は及第点にとどまっており、各委員から懸念の声があったことなどから総合的に判断し、本議案には賛成できない。**

*** 中央療育センターは障害を持つ子どものための施設であり、質の高い運営体制のためには知識及び経験の積み重ねと、利用する子どもたちや保護者との信頼関係を築くことが必須であるが、指定管理者制度は5年ごとに運営母体が変わる可能性があり、高い質のサービスのための必須事項が途絶える可能性がある。従来から、中央療育センターへの指定管理者制度の導入には反対であり、市による直営体制に戻すべきであることから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決